

東温市分館活動補助金の概要について

1 目的

市内の分館が行う事業活動に要する経費に対して補助金を交付することにより、分館活動を基盤とした地域の教育力の向上を図ることを目的とします。

2 変更の経緯

市民大運動会の廃止に伴い、分館活動補助金交付要綱における補助対象となる(1)から(5)の事業割に、新たにスポーツ等による運動習慣の推進を図るため、(6)の「健康づくり活動」事業を追加するとともに、下記の事業割を見直しました。

令和 3 年度からの補助対象事業	具体例	金額
(1)環境美化活動 道路、河川等の環境美化や花植えなど美化活動を行う事業	・クリーン運動	1万円
(2)異世代・家族間交流活動 昔ながらの遊びや体験活動等を通じて、異世代・家族間交流を行う事業	・老人と子どもの交流会	
(3)人の輪づくり・人材育成活動 分館内のネットワークづくりや次代の地域リーダーを育成するための事業	・防災学習会 ・ふれあいサロン	
(4)地域課題活動 教育、資源、福祉等地域の身近な問題について、分館全体で取り組む事業	・施設慰問 ・ぼかしづくり ・人権学習会	
(5)歴史伝承活動 分館内に伝わる伝統芸能、昔話や歴史(文化)等を分館で保存・育成・活用また掘り起こす事業	・どんど焼き ・秋祭り ・亥の子	
(6)健康づくり活動 スポーツ、レクリエーションなど、地域住民に運動習慣の定着を促すため分館が主催又は参加する事業	・バレーボール交流会 ・ペタンク大会 ・区民運動会 ・健康講座	5万円

※(1)から(5)の補助対象事業の上限額は、それぞれ 1 万円です。

(6)の「健康づくり活動」事業の上限額は、5 万円です。

※均等割 3 万円と戸数割(世帯数×60 円)は、従来どおり変更はありません。

※補助対象となるのは、「事業に要する経費のうち、賃金、報償費、旅費、需用費役務費、使用料及び賃借料」です。

3 補助金の流れ

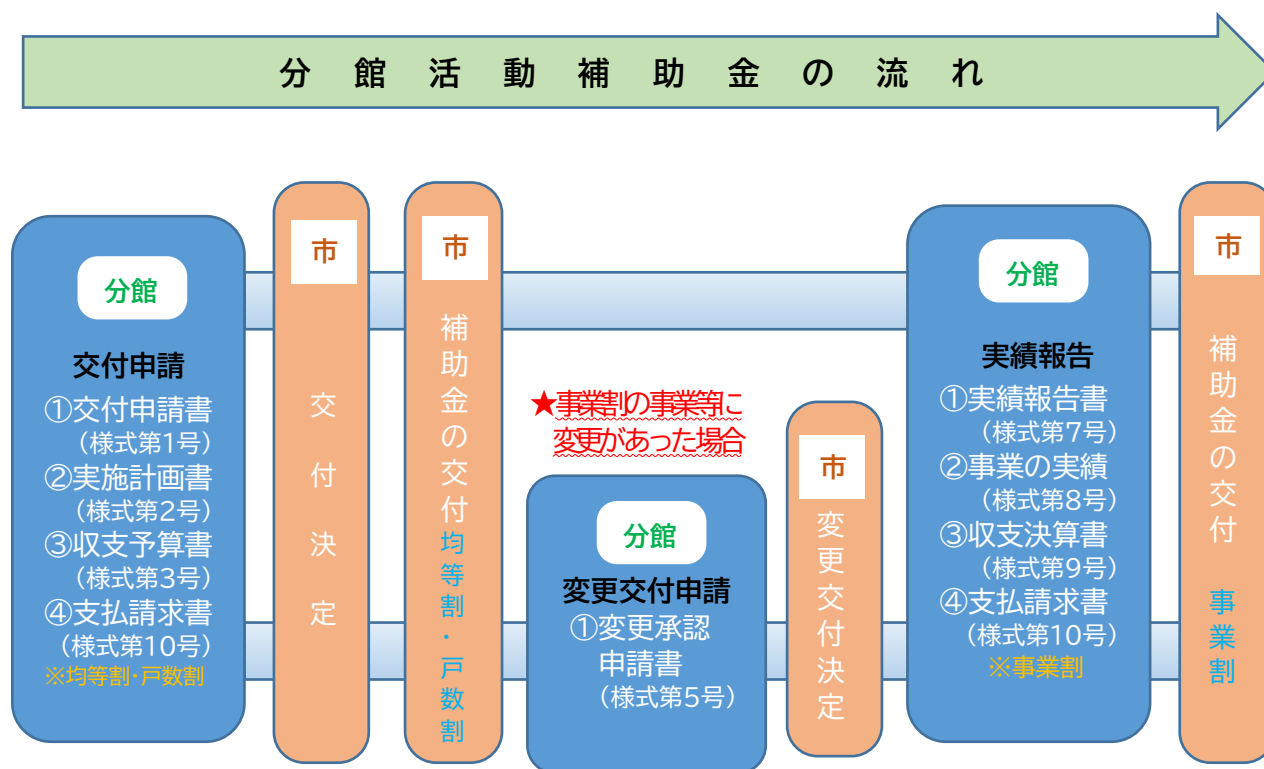
補助金は、各分館から提出される交付申請関係書類に基づき市が交付決定を行い、その後、市が各分館に対して補助金を交付します。

均等割(3万円)と戸数割(一世帯×60円)は、当該年度の6月を目途に交付しますが、事業割((1から(5)の5事業・1万円／(6)健康づくり活動事業・5万円)については、事業完了後、実績報告の提出に基づき補助金を交付します。

なお、**実績報告には、活動事業写真を必ず添付**してください。

★事業割の事業等に変更があった場合は、変更承認申請書(様式第5号)に実施計画書と収支予算書の朱書き訂正をあわせて提出してください。

補助金の流れは以下のとおりです。



※当初の事業計画が縮小するなど変更があった場合にも、実績に応じて補助金を交付しますので、変更承認申請書を提出してください。

※分館活動補助金等についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

4 問い合わせ・提出先

〒791-0301 東温市南方264番地 東温市教育委員会 生涯学習課

分館担当: 東温市川内公民館

電話: 966-4721 fax: 966-4867

Mail: syogaigakusyu@city.toon.lg.jp (生涯学習課)